

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークタウン涌谷

遠田郡涌谷町字渋江194-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

3 市町村の意見の概要

- (1) 駐車場等からの入出庫に当たっては、車両や歩行者の交通事故防止に努められたい。
- (2) 車両からの排気ガス・騒音等に付いても十分配慮されたい。
- (3) 地域住民の生活利便性が損なわれないよう交通処理計画に万全を期されたい。
また、混雑の予想される時間帯に駐車場への入出する車両について、誘導員や案内看板等を設置し、周辺道路の交通渋滞対策に努めること。
- (4) 冷却装置等騒音発生源や調理臭の排気口が民家に近いことから、その対策に万全を期されるとともに、開店後の苦情についても対処されたい。
- (5) 街づくりの観点から、町の商業振興策に協力されるとともに、町で主催する行事には積極的に参加されたい。
- (6) 町が行う各種防災対策には積極的に参加・協力するとともに、災害発生時には、一時避難場所としての駐車場施設等の使用など、できる限り協力されたい。
また、避難場所指定、救援物資の支援など災害協定の締結に協力されたい。
- (7) 青少年健全育成の観点から、建物内外の夜間等の見回りに配慮するなど、犯罪の未然防止に努められたい。

4 地域住民等の意見の概要

農道に面して設けられる駐車場の出入口について、計画を見直し、来退店経路を検討されるとともに、夜間や登下校時間帯に車両が生活道路や通学路を通過することがないように、交通安全対策など適切な措置を講じられたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び涌谷町役場

6 縦覧期間

平成19年7月11日から平成19年8月13日まで(ただし、閉庁日を除く。)